

改 正 案	現 行
<p>第1章 歩行者と運転者に共通の心得</p> <p>第1節 （略）</p> <p>第2節 信号、標識・標示に従うこと</p> <p>1 信号の意味</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 人の形の記号のある信号は、<u>歩行者と横断歩道を進行する普通自転車</u>（第3章第1節3の普通自転車をいいます。）に対するものですが、<u>その他の自転車もその信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている</u>（付表2(1)）場合は、その信号機の信号に従わなければなりません。この場合の信号機の信号の意味は付表1(2)のとおりです。また、「バス専用」などの標示板（付表2(1)）のある信号機の信号は、その示されている車（注1）を対象としています。このように車や歩行者に対して信号が特定されているときは、その特定された信号に従わなければなりません。</p> <p>(4) （略）</p> <p>2 標識の意味</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 規制標識は、特定の交通方法を禁止したり、特定の方法に従って通行するよう指定したりするものです。例えば、自動車の通行を禁止する標識（付表3(1)4）、最高速度を指定する標識（<u>付表3(1)25</u>）などがあり</p>	<p>第1章 歩行者と運転者に共通の心得</p> <p>第1節 （略）</p> <p>第2節 信号、標識・標示に従うこと</p> <p>1 信号の意味</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 人の形の記号のある信号は、歩行者に対するものですが、自転車もその信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている（付表2(1)）場合は、その信号機の信号に従わなければなりません。この場合の信号機の信号の意味は付表1(2)のとおりです。また、「バス専用」などの標示板（付表2(1)）のある信号機の信号は、その示されている車（注1）を対象としています。このように車や歩行者に対して信号が特定されているときは、その特定された信号に従わなければなりません。</p> <p>(4) （略）</p> <p>2 標識の意味</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 規制標識は、特定の交通方法を禁止したり、特定の方法に従って通行するよう指定したりするものです。例えば、自動車の通行を禁止する標識（付表3(1)4）、最高速度を指定する標識（<u>付表3(1)24</u>）などがあり</p>

ます。

③ (略)

④ 警戒標識は、道路上の危険や注意すべき状況などを前もつて道路利用者に知らせて注意を促すものです。例えば、前方に踏切があることを示す標識(付表3(1)181)、道路工事中であることを示す標識(付表3(1)193)などがあります。

⑤・⑥ (略)

3 (略)

第3節・第4節 (略)

第2章 歩行者の心得

第1節 (略)

第2節 歩行者の通るところ

1 (略)

2 歩道に白線と自転車の標示(付表3(2)22)がある場合は、それによつて指定された部分をできるだけ避けて通らましよう。また、道路工事などで歩道や幅の十分な路側帯を通行できない場合を除き、自転車道に入つてはいけません。

3~5 (略)

第3節 横断の仕方

1 横断の場所

横断歩道や信号機のある交差点が近くにあるところでは、その横断歩道や交差点で横断しなければなりません。また、横断歩道橋や横断用地下道が近くにあるところでは、できるだけその施設を利用しましょう。

なお、「歩行者横断禁止」の標識(付表3(1)43)のあるところでは、横断をしてはいけません。ガードレールのあるところで横断するのも極めて

ます。

③ (略)

④ 警戒標識は、道路上の危険や注意すべき状況などを前もつて道路利用者に知らせて注意を促すものです。例えば、前方に踏切があることを示す標識(付表3(1)171)、道路工事中であることを示す標識(付表3(1)183)などがあります。

⑤・⑥ (略)

3 (略)

第3節・第4節 (略)

第2章 歩行者の心得

第1節 (略)

第2節 歩行者の通るところ

1 (略)

2~4 (略)

第3節 横断の仕方

1 横断の場所

横断歩道や信号機のある交差点が近くにあるところでは、その横断歩道や交差点で横断しなければなりません。また、横断歩道橋や横断用地下道が近くにあるところでは、できるだけその施設を利用しましょう。

なお、「歩行者横断禁止」の標識(付表3(1)42)のあるところでは、横断をしてはいけません。また、ガードレールのあるところで横断するのも

危険です。また、自転車横断帯には入らないようにしましょう。

2・3 (略)

第4節～第10節 (略)

注2 (略)

注3 歩行者用道路……歩行者の安全のために標識(付表3(1)29、30)によつて自動車などの通行を禁止している道路をいいます。

第3章 自転車に乗る人の心得

第1節 自転車の正しい乗り方

1 自転車に乗るに当たつての心得

(1) (略)

(2) ブレーキが故障している自転車には乗つてはいけません。また、尾灯、反射器材のない自転車には、夜間乗つてはいけません。なお、反射器材は努めてJISマークの付いたものを使いましょう。

(3)～(6) (略)

(7) 自転車に荷物を積むときは、運転の妨げになつたり、不安定となつたりするなどして、危険な場合があるので、そのような積み方をしてはいけません。傘を自転車に固定して運転するときも、不安定となつたり、視野が妨げられたり、傘が歩行者に接触したりするなどして、危険な場合があります。

(8) 子供の保護者は、子供が自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せるときは、子供に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

(9) 自転車に乗るときは、運転者から見やすいように、明るい目立つ色の衣服を着用するようにしましょう。

極めて危険です。

2・3 (略)

第4節～第10節 (略)

注2 (略)

注3 歩行者用道路……歩行者の安全のために標識(付表3(1)28、29)によつて自動車などの通行を禁止している道路をいいます。

第3章 自転車に乗る人の心得

第1節 自転車の正しい乗り方

1 乗つてはいけない場合

(1) (略)

(2) ブレーキが故障している自転車には乗つてはいけません。また、尾灯、反射器材のない自転車には、夜間乗つてはいけません。なお、反射器材は努めてTSマークとJISマークの付いたものを使いましょう。

(3)～(6) (略)

2 自転車の点検

自転車に乗る前には、次の要領で点検をし、悪い箇所があつたら整備に出しましょう。また、定期的に自転車安全整備店などへ行って点検や整備をしてもらいましょう。なお、自転車は、努めてTSマーク、JISマーク、BAAマーク、SGマークなどの自転車の車体の安全性を示すマークの付いたものを使いましょう。

(1) ~ (9) (略)

(10) 尾灯や反射器材(後部反射器材と側面反射器材)は付いているか。また、後方や側方からよく見えるか。

(11)・(12) (略)

3・4 (略)

第2節 安全な通行

1 自転車の通るところ

(1) 自転車は、歩道と車道の区別のある道路では、車道を通るのが原則です。また、普通自転車は、自転車道のあるところでは、道路工事などの場合を除き、自転車道を通らなければなりません。

(2) 自転車は、車道や自転車道を通るときは、その中央(中央線があるときは、その中央線)から左の部分を通らなければなりません。また、道路工事などの場合を除き、その左端に沿って通行しなければなりません。

(3) 自転車は、路側帯を通ることができます。しかし、歩行者の通行に大きな妨げとなるところや、白の二本線の標示(付表3(2)11)のあるところは通れません。

(4) 普通自転車は、次の場合に限り、歩道の車道寄りの部分(歩道に白線と自転車の標示(付表3(2)22)がある場合は、それによつて指定された部分)を通ることができます。ただし、警察官や交通巡視員が歩行者の

2 自転車の点検

自転車に乗る前には、次の要領で点検をし、悪い箇所があつたら整備に出しましょう。また、定期的に自転車安全整備店などへ行って点検や整備をしてもらいましょう。なお、自転車は、努めてTSマークとJISマークの付いたものを使いましょう。

(1) ~ (9) (略)

(10) 尾灯や反射器材は付いているか。また、後方や側方からよく見えるか。

(11)・(12) (略)

3・4 (略)

第2節 安全な通行

1 自転車の通るところ

(1) 自転車は、車道を通るときは、道路工事などの場合を除き、車道の左端に沿って通行しなければなりません。

(2) 自転車は、路側帯を通ることができます。しかし、歩行者の通行に大きな妨げとなるところや、白の二本線の標示(付表3(2)11)のあるところは通れません。

(3) 普通自転車は、自転車道のあるところでは、道路工事などの場合を除き、自転車道を通らなければなりません。

(4) 普通自転車は、自転車歩道通行可の標識(付表3(1)28)のある歩道を通ることができます。この場合、次の方法により通行しなければなりません。

ア 歩道の車道寄りの部分(歩道に白線と自転車の標示(付表3(2)22)がある場合は、それによつて指定された部分)を徐行すること。

安全を確保するため歩道を通つてはならない旨を指示したときは、その指示に従わなければなりません。

ア 歩道に普通自転車歩道通行可の標識（付表3(1)29）があるとき。

イ 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者や身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき。

ウ 道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場所を通行する場合や、著しく自動車などの交通量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために、追越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合など、普通自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるとき。

⑤ 道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯があれば、その自転車横断帯を通行しなければなりません。また、横断歩道は歩行者の横断のための場所ですので、横断中の歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車に乗つたまま通行してはいけません。

2 走行上の注意

① 自転車は急ブレーキを掛けると転倒しやすく、また、速度を出し過ぎると周囲の状況の確認や自転車の制御が困難となるので、天候、時間帯、交通の状況などに応じた安全な速度で走らなければなりません。

② （略）

③ 横断や転回をしようとする場合に、近くに自転車横断帯や横断歩道がない場合は、右左の見通しのきくところを選んで車の途切れたときに渡りましょう。また、道路を斜めに横断しないようにしましょう。

④～⑥ （略）

⑦ 路側帯を通るときは、歩行者の通行を妨げてはいけません。

イ 歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、一時停止すること。

⑤ 道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯があれば、その自転車横断帯を通行しなければなりません。また、自転車横断帯がないところでも近くに横断歩道があるときは、自転車を押してその横断歩道を渡るようにしましょう。

2 走行上の注意

① （略）

② 横断や転回をしようとする場合に、近くに自転車横断帯や横断歩道がない場合は、右左の見通しのきくところを選んで車の途切れたときに渡りましょう。

③～⑤ （略）

⑧ 歩道を通るときは、普通自転車は、歩行者優先で通行しなければなりません。この場合、次の方法により通行しなければなりません。

ア すぐ停止できるような速度で徐行すること。ただし、白線と自転車の標示（付表3 ②22）によつて指定された部分がある歩道において、その部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいなるときは、歩道の状況に応じた安全な速度（すぐ徐行に移ることができるような速度）と方法でその部分を通行することができます。

イ 歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、一時停止すること。

⑨ 歩道から車道へ及び車道から歩道への乗り入れは、車道や歩道の状況について安全を確かめてから行いましょう。特に、ひんばんな乗り入れの連続や交差点の付近での歩道から車道への乗り入れは危険です。また、歩道から車道に乗り入れる場合には、右側通行をすることとしないようにしなければなりません。

⑩ 歩道でほかの自転車と行き違うときは、速度を落としながら安全な間隔を保ち、歩行者に十分注意して、対向する自転車を右に見ながらよけるようにしましょう。

⑪ 携帯電話の通話や操作をしたり、傘を差したり、物を担いだりすることによる片手での運転や、ヘッドホンの使用などによる周囲の音が十分聞こえないような状態での運転は、不安定になつたり、周囲の交通の状況に対する注意が不十分になるのでやめましょう。

⑫ 警音器は、「警笛区間」の標識（付表3 (1)37）がある区間内の見通しのきかない交差点などを通行するときや、危険を避けるためやむを得ないときだけ使用し、歩道などでみだりに警音器を鳴らしてはいけません。

⑬ （略）

⑭ （略）

⑮ 自転車に乗るときは、運転者から見やすいように、明るい目立つ色の

⑭・⑮ (略)

3 交差点の通り方

(1) 信号が青になつてから横断しましょう。

なお、「歩行者・自転車専用」と表示されている歩行者用信号機がある場合や横断歩道を進行する場合は、歩行者用信号機の信号に従わなければなりません。

(2) 信号機などによる交通整理の行われていない交差点に入るときは、次のことに注意しましょう。

ア 「一時停止」の標識（付表 3 (1)40、41）のあるところでは、一時停止をして、安全を確かめなければなりません。

イ (略)

③～⑥ (略)

4 歩行者などに対する注意

(1) 歩道を通るときは、すぐ停止できるような速度で徐行（白線と自転車の標示（付表 3 (2)22）によつて指定された部分がある歩道において、その部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいないときは、すぐ徐行に移ることができるような速度で進行）しなければなりません。また、歩行者の通行を妨げそうになるときは一時停止しなければなりません。

②・③ (略)

(4) 車道を通行する自転車が横断歩道に近づいたときは、横断する人がいないことが明らかな場合のほかは、その手前で停止できるように速度を落として進まなければなりません。また、歩行者が横断しているときや横断しようとしているときは、横断歩道の手前（停止線があるときは、その手前）で一時停止をして歩行者に道を譲らなければなりません。

衣服を着用するようにしましょう。

⑧・⑨ (略)

3 交差点の通り方

(1) 信号が青になつてから横断しましょう。

なお、「歩行者・自転車専用」と表示されている信号機がある場合は、その信号機の信号に従わなければなりません。

(2) 信号機などによる交通整理の行われていない交差点に入るときは、次のことに注意しましょう。

ア 「一時停止」の標識（付表 3 (1)39、40）のあるところでは、一時停止をして、安全を確かめなければなりません。

イ (略)

③～⑥ (略)

4 歩行者などに対する注意

(1) 歩道を通るときは徐行しなければなりません。また、歩行者の通行を妨げそうになるときは一時停止しなければなりません。

②・③ (略)

⑤ (略)

⑥ (略)

第4章 自動車を運転する前の心得

第1節 運転に当たつての注意

1 運転免許証などを確かめるなどすること

(1) 自動車を運転する前には、必ず次のことを確かめましょう。

ア～エ (略)

オ 普通自動車を運転することができる免許を受けた75歳以上の高齢運転者は、普通自動車の前と後ろの定められた位置に高齢者マーク(付表5②)を付けていること。

カ (略)

② 普通自動車を運転することができる免許を受けた70歳以上75歳未満の高齢運転者は、普通自動車の前と後ろの定められた位置に高齢者マークを付けるようにしましょう。

③ 普通自動車を運転することができる免許を受けた者で肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている身体の不自由な運転者は、普通自動車の前と後ろの定められた位置に身体障害者マーク(付表5③)を付けるようにしましょう。

2 (略)

3 体調を整えること

疲れているとき、病気のとて、心配ごとのあるときなどは、注意力が散漫になつたり、判断力が衰えたりするため、思い掛けない事故を引き起こすことがあります。このようなときは、運転を控えるか、体の調子を整え

④ (略)

⑤ 自転車に荷物を積むときは、片寄らないように固定するとともに、歩行者などの迷惑にならないように注意しましょう。

⑥ (略)

第4章 自動車を運転する前の心得

第1節 運転に当たつての注意

1 運転免許証などを確かめるなどすること

(1) 自動車を運転する前には、必ず次のことを確かめましょう。

ア～エ (略)

オ (略)

② 大型免許、中型免許又は普通免許を受けた70歳以上の高齢運転者は、普通自動車の前と後ろの定められた位置に高齢者マーク(付表5②)を付けるようにしましょう。

③ 大型免許、中型免許又は普通免許を受けた者で肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている身体の不自由な運転者は、普通自動車の前と後ろの定められた位置に身体障害者マーク(付表5③)を付けるようにしましょう。

2 (略)

3 体調を整えること

疲れているとき、病気のとて、心配ごとのあるときなどは、注意力が散漫になつたり、判断力が衰えたりするため、思い掛けない事故を引き起こすことがあります。このようなときは、運転を控えるか、体の調子を整え

てから運転するようにしましょう。また、睡眠作用のある風邪薬や頭痛薬などを服用したときは、運転をしないようにしましょう。過労のときは、運転してはいけません。

4 酒気を帯びた状態などで運転をしないこと

酒気を帯びているときや麻薬、覚せい剤、シンナーなどの影響を受けているときは、運転してはいけません。また、酒を飲んだのが前夜であつても、翌朝の運転時まで酒の影響を受けていることがあることに注意しましょう。

第2節 運転免許の仕組み

道路で自動車や原動機付自転車を運転するときは、その車種やけん引などの状態に応じた免許を受け、その免許証を携帯しなければなりません。

また、違反行為をしたり、交通事故を起こしたりした際に警察官から提示を求められた場合には、免許証を提示しなければなりません。

なお、免許を受けていても免許の停止処分中の者はその期間運転することはできません。

1～4 (略)

第3節・第4節 (略)

第5節 安全運転に必要な知識など

1・2 (略)

3 交通公害、地球温暖化の防止など

(1)・(2) (略)

(3) 地球温暖化の一因となつている二酸化炭素や人体に有害な物質である窒素酸化物等の排出削減のために、やさしい発進、加速度の少ない運転、駐停車時のアイドリングストップなどの環境負荷の軽減に配慮した自

てから運転するようにしましょう。また、睡眠作用のある風邪薬や頭痛薬などを服用したときは、運転をしないようにしましょう。酒気を帯びているときや過労のときや麻薬、覚せい剤、シンナーなどの影響を受けているときは、運転してはいけません。

第2節 運転免許の仕組み

道路で自動車や原動機付自転車を運転するときは、その車種やけん引などの状態に応じた免許を受け、その免許証を携帯しなければなりません。

また免許を受けていても免許の停止処分中の者はその期間運転することはできません。

1～4 (略)

第3節・第4節 (略)

第5節 安全運転に必要な知識など

1・2 (略)

3 交通公害、地球温暖化の防止など

(1)・(2) (略)

(3) 自動車の速度と燃料消費量には密接な関係があり、速度が低過ぎても高過ぎても燃料消費量は多くなります。また、急発進、急ブレーキ、空ぶかしを行つたり、客待ちや貨物の積卸しなどのため継続的に停止する

動車の使用（エコドライブ）に努めましょう。

4 （略）

第5章 自動車の運転の方法

第1節 安全な発進

1・2 （略）

3 シートベルトの着用

(1) シートベルトは、交通事故に遭った場合の被害を大幅に軽減するとともに、正しい運転姿勢を保たせることにより疲労を軽減するなど、さまざまな効果があります。シートベルトを備えている自動車を運転するときは、運転者自身がこれを着用するとともに、助手席や後部座席の同乗者にもこれを着用させなければなりません。（その自動車がエアバッグを備えている場合も同じです。）しかし、病気などやむを得ない理由がある場合は別です。

(2) （略）

4～7 （略）

第2節 自動車の通行するところ

1 道路の左側を走ること

道路の中央（中央線があるときは、その中央線）から左の部分を通行しなければなりません。しかし、次の場合には、道路の中央から右の部分にはみ出して通行することができますが、この場合でも、(1)の場合のほかは、はみ出し方ができるだけ少なくなるようにしなければなりません。

(1)・(2) （略）

ときにアイドリング状態を続けたりすると、一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物など人体に有害な物質のほか地球温暖化の一因となっている二酸化炭素の排出量が増加するばかりでなく、燃料を余分に消費する原因にもなるので、できるだけ避けましょう。

4 （略）

第5章 自動車の運転の方法

第1節 安全な発進

1・2 （略）

3 シートベルトの着用

(1) シートベルトは、交通事故に遭った場合の被害を大幅に軽減するとともに、正しい運転姿勢を保たせることにより疲労を軽減するなど、さまざまな効果があります。シートベルトを備えている自動車を運転するときは、運転者自身がこれを着用するとともに、同乗者にもこれを着用させなければなりません。（その自動車がエアバッグを備えている場合も同じです。）しかし、病気などやむを得ない理由がある場合は別です。

(2) （略）

4～7 （略）

第2節 自動車の通行するところ

1 道路の左側を走ること

道路の中央（中央線があるときは、その中央線）から左の部分を通行しなければなりません。しかし、次の場合には、道路の中央から右の部分にはみ出して通行することができますが、この場合でも、(1)の場合のほかは、はみ出し方ができるだけ少なくなるようにしなければなりません。

(1)・(2) （略）

(3) 左側部分の幅が6メートル未満の見通しのよい道路でほかの車を追いつくようするとき（標識（付表3(1)15）や標示（付表3(2)2）で、追越しのため右側の部分にはみ出して通行することが禁止されている場合を除きます。）

(4) （略）

2 道路の左寄りに走ること

(1) （略）

(2) 同一の方向に二つの車両通行帯があるときは、左側の車両通行帯を通行しなければなりません。また、三つ以上の車両通行帯があるときは、最も右側の車両通行帯は追越しのために空けておき、それ以外の車両通行帯を通行することができます。この場合には、速度の遅い車が左側、速度が速くなるにつれて順次右側寄りの車両通行帯を通行しましょう。しかし、標識（付表3(1)32、32の2、32の3、33、34の2）や標示（付表3(2)14、14の2、14の3、15、16の2）によつて通行区分が示されているときは、それに従わなければなりません。

3～5 （略）

6 路線バスなどの優先

(1) （略）

(2) 標識（付表3(1)33）や標示（付表3(2)15）によつて路線バスや自転車などの専用通行帯が指定されている道路では、小型特殊自動車、原動機付自転車、軽車両を除くほかの車は、その車両通行帯を通行してはいけません。しかし、右左折をするため道路の右端、中央や左端に寄る場合などや工事などでやむを得ない場合は別です。

(3) 標識（付表3(1)34）や標示（付表3(2)16）によつて路線バスなどの優先通行帯が指定されている道路では、優先通行帯を通行している自動車

(3) 左側部分の幅が6メートル未満の見通しのよい道路でほかの車を追いつくようするとき（標識（付表3(1)14）や標示（付表3(2)2）で、追越しのため右側の部分にはみ出して通行することが禁止されている場合を除きます。）

(4) （略）

2 道路の左寄りに走ること

(1) （略）

(2) 同一の方向に二つの車両通行帯があるときは、左側の車両通行帯を通行しなければなりません。また、三つ以上の車両通行帯があるときは、最も右側の車両通行帯は追越しのために空けておき、それ以外の車両通行帯を通行することができます。この場合には、速度の遅い車が左側、速度が速くなるにつれて順次右側寄りの車両通行帯を通行しましょう。しかし、標識（付表3(1)31、31の2、31の3、32、33の2）や標示（付表3(2)14、14の2、14の3、15、16の2）によつて通行区分が示されているときは、それに従わなければなりません。

3～5 （略）

6 路線バスなどの優先

(1) （略）

(2) 標識（付表3(1)32）や標示（付表3(2)15）によつて路線バスや自転車などの専用通行帯が指定されている道路では、小型特殊自動車、原動機付自転車、軽車両を除くほかの車は、その車両通行帯を通行してはいけません。しかし、右左折をするため道路の右端、中央や左端に寄る場合などや工事などでやむを得ない場合は別です。

(3) 標識（付表3(1)33）や標示（付表3(2)16）によつて路線バスなどの優先通行帯が指定されている道路では、優先通行帯を通行している自動車

は、路線バスなどが近づいてきたときは、速やかにそこから出なければなりません。また、交通が混雑していて、路線バスなどが近づいてきてもそこから出られなくなるおそれがあるときは、はじめからその通行帯を通行してはいけません。しかし、右左折をするため道路の右端、中央や左端に寄る場合などや工事などでやむを得ない場合は別です。

7 通行してはいけないところ

(1) 「通行止め」、「車両通行止め」、「自転車及び歩行者専用」、「歩行者専用」などの標識（付表3(1)1、2、29、30）によつて通行が禁止されている道路を通行してはいけません。

(2)～(6) (略)

第3節 歩行者の保護など

1 歩行者のそばを通るとき

(1) 歩行者のそばを通るときは、歩行者との間に安全な間隔を空けるか、徐行しなければなりません。

(2)～(5) (略)

2・3 (略)

4 子供の保護

(1)・(2) (略)

(3) 学校、幼稚園、遊園地などの付近や通学路の標識（付表3(1)182）のあるところでは、子供が突然飛び出してくることがあるので、特に注意しましょう。

5・6 (略)

7 自転車の保護

(1) 自転車は車両の一種であり、原則として車道を通行することとされて

は、路線バスなどが近づいてきたときは、速やかにそこから出なければなりません。また、交通が混雑していて、路線バスなどが近づいてきてもそこから出られなくなるおそれがあるときは、はじめからその通行帯を通行してはいけません。しかし、右左折をするため道路の右端、中央や左端に寄る場合などや工事などでやむを得ない場合は別です。

7 通行してはいけないところ

(1) 「通行止め」、「車両通行止め」、「自転車及び歩行者専用」、「歩行者専用」などの標識（付表3(1)1、2、28、29）によつて通行が禁止されている道路を通行してはいけません。

(2)～(6) (略)

第3節 歩行者の保護など

1 歩行者のそばを通るとき

(1) 歩行者のそばを通るときは、歩行者との間に安全な間隔を空けるか、徐行しなければなりません。自転車のそばを通るときも、同じ注意が必要です。

(2)～(5) (略)

2・3 (略)

4 子供の保護

(1)・(2) (略)

(3) 学校、幼稚園、遊園地などの付近や通学路の標識（付表3(1)172）のあるところでは、子供が突然飛び出してくることがあるので、特に注意しましょう。

5・6 (略)

います。自転車は、不安定であり、運転者の身体を防護する機能がないという構造上の特性を持っているので、車道を通行する自転車の安全に十分配慮しましょう。

② 追越しなどのため自転車のそばを通るときは、自転車のふらつきなどを予想し、自転車との間に安全な間隔を空けるか、徐行しなければなりません。

③ 道路に面した場所に入出入りするため歩道や路側帯や自転車道を横切る場合には、その直前で一時停止をし、自転車がいないかを確認するようにしましょう。

④ 交差点を通行するときは、交差する道路を通行する自転車との衝突や左側を通行している自転車の巻き込みなどに十分注意するとともに、自転車の運転者が自動車の存在を認識しているかどうか確認しながら通行するようにしましょう。

8 ~ 10 (略)

第4節 安全な速度と車間距離

1 安全な速度

(1) 自動車を運転する場合は、標識(付表3(1)25、25の2)や標示(付表3(2)6)によつて示されている最高速度を超えて運転してはいけません。標識や標示で指定されていないときは、時速60キロメートルを超えて運転してはいけません(高速自動車国道については、第7章第2節2を参照)。

(2) 原動機付自転車を運転する場合は、時速30キロメートルを超えて運転してはいけません。標識(付表3(1)25、25の2)や標示(付表3(2)6)によつて時速30キロメートル以下の最高速度が示されているときは、その最高速度を超えて運転してはいけません。

7 ~ 9 (略)

第4節 安全な速度と車間距離

1 安全な速度

(1) 自動車を運転する場合は、標識(付表3(1)24、24の2)や標示(付表3(2)6)によつて示されている最高速度を超えて運転してはいけません。標識や標示で指定されていないときは、時速60キロメートルを超えて運転してはいけません(高速自動車国道については、第7章第2節2を参照)。

(2) 原動機付自転車を運転する場合は、時速30キロメートルを超えて運転してはいけません。標識(付表3(1)24、24の2)や標示(付表3(2)6)によつて時速30キロメートル以下の最高速度が示されているときは、その最高速度を超えて運転してはいけません。

③ (略)

2・3 (略)

4 徐行

次の場所を通行するときは、徐行しなければなりません。徐行とは、車がすぐ停止できるような速度で進むことをいいます。

(1) 「徐行」の標識(付表3(1)38)があるところ

(2)～(4) (略)

第5節 進路変更など

1 安全の確認と合図

(1)～(3) (略)

(4) 警音器は「警笛鳴らせ」の標識(付表3(1)36)がある場所を通るときや、「警笛区間」の標識(付表3(1)37)がある区間内で見通しのきかない交差点、曲がり角、上り坂の頂上を通るときには、鳴らさなければなりません。また、危険を避けるためやむを得ない場合は、鳴らすことができますが、これらの場合以外は鳴らしてはいけません。

2 (略)

3 横断など

(1) (略)

(2) 標識(付表3(1)13、14)や標示(付表3(2)1)によつて横断や転回が禁止されているところでは、横断や転回をしてはいけません。

(3)・(4) (略)

第6節 追越しなど

1 追越しの禁止

(1)・(2) (略)

(3) 次の場所では、自動車や原動機付自転車を追い越すため、進路を変え

③ (略)

2・3 (略)

4 徐行

次の場所を通行するときは、徐行しなければなりません。徐行とは、車がすぐ停止できるような速度で進むことをいいます。

(1) 「徐行」の標識(付表3(1)37)があるところ

(2)～(4) (略)

第5節 進路変更など

1 安全の確認と合図

(1)～(3) (略)

(4) 警音器は「警笛鳴らせ」の標識(付表3(1)35)がある場所を通るときや、「警笛区間」の標識(付表3(1)36)がある区間内で見通しのきかない交差点、曲がり角、上り坂の頂上を通るときには、鳴らさなければなりません。また、危険を避けるためやむを得ない場合は、鳴らすことができますが、これらの場合以外は鳴らしてはいけません。

2 (略)

3 横断など

(1) (略)

(2) 標識(付表3(1)12、13)や標示(付表3(2)1)によつて横断や転回が禁止されているところでは、横断や転回をしてはいけません。

(3)・(4) (略)

第6節 追越しなど

1 追越しの禁止

(1)・(2) (略)

(3) 次の場所では、自動車や原動機付自転車を追い越すため、進路を変え

たり、その横を通り過ぎたりしてはいけません。

ア 標識（付表 3 (1)16）により追越しが禁止されている場所

イ～カ （略）

- (4) 標識（付表 3 (1)15）や標示（付表 3 (2)2）で示されているときは、追越しのために道路の右側部分にはみ出して通行してはいけません。

2～5 （略）

第 7 節 交差点の通り方

1 （略）

2 交差点の通行方法

(1)～(5) （略）

- (6) 車両通行帯のある道路で、標識（付表 3 (1)35）や標示（付表 3 (2)17）によつて交差点で進行する方向ごとに通行区分が指定されているときは、緊急自動車近づいて来た場合や道路工事などでやむを得ない場合のほかは、指定された区分に従つて通行しなければなりません。ただし、右折につき二段階の右折方法によらなければならない交差点において右左折しようとする原動機付自転車は、道路の左端に寄つて通行しなければなりません。

- (7) 標識（付表 3 (1)12）によつて直進や左折など進行方向が指定されている交差点では、その指定された方向にしか進行してはいけません。

- (8) 前の車が、右左折するためや標識（付表 3 (1)35）や標示（付表 3 (2)17）により指定された車両通行帯を通行するためなどで進路を変えようとして合図をしたときは、その車の進路の変更を妨げてはいけません。しかし、急ブレーキや急ハンドルで避けなければならないような場合は別です。

(9) （略）

たり、その横を通り過ぎたりしてはいけません。

ア 標識（付表 3 (1)15）により追越しが禁止されている場所

イ～カ （略）

- (4) 標識（付表 3 (1)14）や標示（付表 3 (2)2）で示されているときは、追越しのために道路の右側部分にはみ出して通行してはいけません。

2～5 （略）

第 7 節 交差点の通り方

1 （略）

2 交差点の通行方法

(1)～(5) （略）

- (6) 車両通行帯のある道路で、標識（付表 3 (1)34）や標示（付表 3 (2)17）によつて交差点で進行する方向ごとに通行区分が指定されているときは、緊急自動車近づいて来た場合や道路工事などでやむを得ない場合のほかは、指定された区分に従つて通行しなければなりません。ただし、右折につき二段階の右折方法によらなければならない交差点において右左折しようとする原動機付自転車は、道路の左端に寄つて通行しなければなりません。

- (7) 標識（付表 3 (1)11）によつて直進や左折など進行方向が指定されている交差点では、その指定された方向にしか進行してはいけません。

- (8) 前の車が、右左折するためや標識（付表 3 (1)34）や標示（付表 3 (2)17）により指定された車両通行帯を通行するためなどで進路を変えようとして合図をしたときは、その車の進路の変更を妨げてはいけません。しかし、急ブレーキや急ハンドルで避けなければならないような場合は別です。

(9) （略）

3 交通整理の行われていない交差点の通行方法

(1)・(2) (略)

(3) 「一時停止」の標識(付表3(1)40、41)があるときは、停止線の直前(停止線がないときは、交差点の直前)で一時停止をするとともに、交差する道路を通行する車や路面電車の進行を妨げてはいけません。また、進行方向に赤の点滅信号があるときも同じです。

(4) (略)

第8節 駐車と停車

1 (略)

2 駐車、停車の禁止

(1) (略)

(2) 次の場所では、駐車や停車もしてはいけません。ただし、赤信号や危険防止のために一時停止する場合などは別です。

ア 「駐停車禁止」の標識(付表3(1)17)や標示(付表3(2)4)のある場所

イ~コ (略)

(3) 次の場所では駐車してはいけません。しかし、警察署長の許可を受けたときは別です。

ア 標識(付表3(1)18)や標示(付表3(2)5)によつて駐車が禁止されている場所

イ~カ (略)

(4) 駐車した場合、車の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がなくなる場所では駐車してはいけません。また、標識(付表3(1)19)により余地が指定されているときには、その余地がとれない場所では駐車してはいけません。しかし、荷物の積卸しで運転者がすぐ運転できるときや傷

3 交通整理の行われていない交差点の通行方法

(1)・(2) (略)

(3) 「一時停止」の標識(付表3(1)39、40)があるときは、停止線の直前(停止線がないときは、交差点の直前)で一時停止をするとともに、交差する道路を通行する車や路面電車の進行を妨げてはいけません。また、進行方向に赤の点滅信号があるときも同じです。

(4) (略)

第8節 駐車と停車

1 (略)

2 駐車、停車の禁止

(1) (略)

(2) 次の場所では、駐車や停車もしてはいけません。ただし、赤信号や危険防止のために一時停止する場合などは別です。

ア 「駐停車禁止」の標識(付表3(1)16)や標示(付表3(2)4)のある場所

イ~コ (略)

(3) 次の場所では駐車してはいけません。しかし、警察署長の許可を受けたときは別です。

ア 標識(付表3(1)17)や標示(付表3(2)5)によつて駐車が禁止されている場所

イ~カ (略)

(4) 駐車した場合、車の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がなくなる場所では駐車してはいけません。また、標識(付表3(1)18)により余地が指定されているときには、その余地がとれない場所では駐車してはいけません。しかし、荷物の積卸しで運転者がすぐ運転できるときや傷

病者の救護のためやむを得ないときは、駐車できます。

⑤ (略)

3 (略)

4 時間制限駐車区間での駐車

都市部においては、多くの場合、駐車が禁止されていますから、パーキング・メーターやパーキング・チケット発給設備の在る場所で手数料を支払って駐車する場合のほかは、道路上での駐車は原則としてできません。

パーキング・メーター等が在る場所で駐車するときは、次のようにしなければなりません。

(1)・(2) (略)

(3) 時間制限駐車区間では、パーキング・メーターが車を感知した時又はパーキング・チケットの発給を受けた時から、標識(付表3(1)20)によって表示されている時間を超えて駐車しないこと。

5～9 (略)

第9節 (略)

第7章 高速道路での走行

第1節 (略)

第2節 走行上の注意

1・2 (略)

3 走行方法

(1)～(6) (略)

(7) 車の総重量が750キログラムを超える車を牽引している車で牽引するための構造と装置のあるものは、車両通行帯が設けられた自動車専用道路(標識(付表3(1)34の2)や標示(付表3(2)16の2)により指定された区間に限ります。)や高速自動車国道の本線車道では、その最も左側

病者の救護のためやむを得ないときは、駐車できます。

⑤ (略)

3 (略)

4 時間制限駐車区間での駐車

都市部においては、多くの場合、駐車が禁止されていますから、パーキング・メーターやパーキング・チケット発給設備の在る場所で手数料を支払って駐車する場合のほかは、道路上での駐車は原則としてできません。

パーキング・メーター等が在る場所で駐車するときは、次のようにしなければなりません。

(1)・(2) (略)

(3) 時間制限駐車区間では、パーキング・メーターが車を感知した時又はパーキング・チケットの発給を受けた時から、標識(付表3(1)19)によって表示されている時間を超えて駐車しないこと。

5～9 (略)

第9節 (略)

第7章 高速道路での走行

第1節 (略)

第2節 走行上の注意

1・2 (略)

3 走行方法

(1)～(6) (略)

(7) 車の総重量が750キログラムを超える車を牽引している車で牽引するための構造と装置のあるものは、車両通行帯が設けられた自動車専用道路(標識(付表3(1)33の2)や標示(付表3(2)16の2)により指定された区間に限ります。)や高速自動車国道の本線車道では、その最も左側

の車両通行帯を通行しなければなりません。しかし、高速自動車国道では、標識（付表 3 (1)32の 3）や標示（付表 3 (2)14の 3）によつて通行区分が示されているときは、それに従わなければなりません。

㊸～㊻（略）

4・5（略）

第 8 章 二輪車の運転の方法

第 1 節 二輪車の運転者の心得

1（略）

2 乗車用ヘルメットの着用

乗車用ヘルメットをかぶらないで大型自動二輪車や普通自動二輪車や原動機付自転車を運転してはいけません。また、乗車用ヘルメットをかぶらない者を乗せて大型自動二輪車や普通自動二輪車を運転してはいけません。乗車用ヘルメットは、P S (Q)マークか J I S マークの付いたものを使い、あごひもを確実に締めるなど正しく着用しましょう。工事用安全帽は乗車用ヘルメットではありません。

3～6（略）

第 2 節（略）

第 3 節 安全な運転の方法

1・2（略）

3 右折するときの運転

(1)（略）

(2) 原動機付自転車の右折

右折は、次の方法でなければなりません。

ア 二段階の右折方法

「原動機付自転車の右折方法（二段階）」の標識（付表 3 (1)35の 2

の車両通行帯を通行しなければなりません。しかし、高速自動車国道では、標識（付表 3 (1)31の 3）や標示（付表 3 (2)14の 3）によつて通行区分が示されているときは、それに従わなければなりません。

㊸～㊻（略）

4・5（略）

第 8 章 二輪車の運転の方法

第 1 節 二輪車の運転者の心得

1（略）

2 乗車用ヘルメットの着用

乗車用ヘルメットをかぶらないで大型自動二輪車や普通自動二輪車や原動機付自転車を運転してはいけません。また、乗車用ヘルメットをかぶらない者を乗せて大型自動二輪車や普通自動二輪車を運転してはいけません。乗車用ヘルメットは、P S (Q)マーク、Sマークか J I S マークの付いたものを使い、あごひもを確実に締めるなど正しく着用しましょう。工事用安全帽は乗車用ヘルメットではありません。

3～6（略）

第 2 節（略）

第 3 節 安全な運転の方法

1・2（略）

3 右折するときの運転

(1)（略）

(2) 原動機付自転車の右折

右折は、次の方法でなければなりません。

ア 二段階の右折方法

「原動機付自転車の右折方法（二段階）」の標識（付表 3 (1)34の 2

)のある道路や車両通行帯(交差点の付近に設けられた右左折のための車両通行帯を含みます。)が3以上ある道路(「原動機付自転車の右折方法(小回り)」の標識(付表3(1)35の3)のある道路を除きます。)の信号機などにより交通整理の行われている交差点では、あらかじめできるだけ道路の左端に寄つて、その交差点の手前の側端から30メートルの地点に達したときに右折の合図を行い、青信号で徐行しながら交差点の向こう側までまつすぐに進み、その地点で止まつて右に向きを変え、ここで合図をやめ、前方の信号が青になつてから進むようにしなければなりません。なお、このような場合は、青の矢印の信号によつて右折することはできません。

イ (略)

第4節～第6節 (略)

第10章 交通事故、故障、災害などのとき

第1節・第2節 (略)

第3節 災害などのとき

1 地震災害に関する警戒宣言が発せられたとき

大規模地震対策特別措置法により、大規模な地震災害が生じるおそれのある地域が強化地域(地震防災対策強化地域をいいます。)として指定されます。現在のところ、東海地震に関して静岡県全域と東京、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知、三重の7都県の一部が指定されています。

この強化地域において、大規模な地震の発生するおそれが迫つており、かつ、地震防災応急対策を実施することが緊急に必要であるときは、内閣総理大臣が警戒宣言を発することになっています。

警戒宣言が発せられた場合、強化地域内での一般車両の通行は禁止され、又は制限されます。強化地域内の運転者は次のような措置を採るように

)のある道路や車両通行帯(交差点の付近に設けられた右左折のための車両通行帯を含みます。)が3以上ある道路(「原動機付自転車の右折方法(小回り)」の標識(付表3(1)34の3)のある道路を除きます。)の信号機などにより交通整理の行われている交差点では、あらかじめできるだけ道路の左端に寄つて、その交差点の手前の側端から30メートルの地点に達したときに右折の合図を行い、青信号で徐行しながら交差点の向こう側までまつすぐに進み、その地点で止まつて右に向きを変え、ここで合図をやめ、前方の信号が青になつてから進むようにしなければなりません。なお、このような場合は、青の矢印の信号によつて右折することはできません。

イ (略)

第4節～第6節 (略)

第10章 交通事故、故障、災害などのとき

第1節・第2節 (略)

第3節 災害などのとき

1 地震災害に関する警戒宣言が発せられたとき

大規模地震対策特別措置法により、大規模な地震災害が生じるおそれのある地域が強化地域(地震防災対策強化地域をいいます。)として指定されます。現在のところ、東海地震に関して静岡県全域と東京、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知、三重の7都県の一部が指定されています。

この強化地域において、大規模な地震の発生するおそれが迫つており、かつ、地震防災応急対策を実施することが緊急に必要であるときは、内閣総理大臣が警戒宣言を発することになっています。

警戒宣言が発せられた場合、強化地域内での一般車両の通行は禁止され、又は制限されます。強化地域内の運転者は次のような措置を採るように

しましょう。

(1) 車を運転中に警戒宣言が発せられたとき

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて、あわてることなく、低速で走行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。

イ (略)

(2) (略)

2 緊急地震速報が発表されたとき

緊急地震速報は、気象庁が、予想される地震動の大きさがおおむね震度5弱以上である場合に、震度4以上を予想した区域を、その揺れが来る前に発表するものです。

車を運転中に緊急地震速報が発表されたことを知ったときは、運転者は、周囲の状況に応じて、あわてることなく、非常点滅表示灯をつけるなどして周囲の車に注意を促した後、急ブレーキを避け、緩やかに速度を落としましょう。

3 大地震が発生したとき

大地震が発生した場合、運転者は次のような措置を採るようにしましょう。

(1)・(2) (略)

4・5 (略)

第11章 自動車所有者、使用者、安全運転管理者、自動車運転代行業者などの心得

第1節 自動車所有者などの義務

自動車を所有する人や使用、管理する人は次のことを守らなければなりません。

しましょう。

(1) 車を運転中に警戒宣言が発せられたとき

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速で走行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。

イ (略)

(2) (略)

2 大地震が発生したとき

東海地震に限らず、大地震が発生した場合、運転者は次のような措置を採るようにしましょう。

(1)・(2) (略)

3・4 (略)

第11章 自動車所有者、使用者、安全運転管理者、自動車運転代行業者などの心得

第1節 自動車所有者などの義務

自動車を所有する人や使用、管理する人は次のことを守らなければなりません。

1・2 (略)

3 自動車の検査

自動車は、一定の時期に検査を受けなければなりません。前面ガラスにはられた検査標章の数字は、次の検査の時期(年月)を示します。

4・5 (略)

第2節 (略)

用語のまとめ

注1・注2 (略)

注3 歩行者用道路.....歩行者の安全のために標識(付表3(1)29、30)によつて自動車などの通行を禁止している道路をいいます。

注4~注6 (略)

付表1 信号の種類と意味

(1) 信号機の信号

信号の種類	信号の意味
(略)	(略)
人の形の記号がある青色の灯火	<p>(1) <u>歩行者は進むことができます。</u></p> <p>(2) <u>横断歩道を進行する普通自転車は、直進し、左折することができます。右折するときは、右折する地点まで直進し、その地点で向きを変えることまでできます。</u></p>
人の形の記号がある青色の灯火の点滅	<p>(1) <u>歩行者は、横断を始めてはいけません。横断中の者は、速やかに横断を終わるか、横断をやめて引き返さなければなりません。</u></p> <p>(2) <u>横断歩道を進行しようとする普通自転車は、横断を始めてはいけません。</u></p>

1・2 (略)

3 自動車の検査

自動車は、一定の時期に検査を受けなければなりません。前面ガラスにはられた検査標章の色と数字は、次の検査の時期(年月)を示します。

4・5 (略)

第2節 (略)

用語のまとめ

注1・注2 (略)

注3 歩行者用道路.....歩行者の安全のために標識(付表3(1)28、29)によつて自動車などの通行を禁止している道路をいいます。

注4~注6 (略)

付表1 信号の種類と意味

(1) 信号機の信号

信号の種類	信号の意味
(略)	(略)
人の形の記号がある青色の灯火	<u>歩行者は進むことができます。</u>
人の形の記号がある青色の灯火の点滅	<u>歩行者は、横断を始めてはいけません。横断中の者は、速やかに横断を終わるか、横断をやめて引き返さなければなりません。</u>

人の形の記号がある赤色の灯火	(1) <u>歩行者は、横断してはいけません。</u> (2) <u>横断歩道を進行しようとする普通自転車は、横断を始めてはいけません。</u>
(略)	(略)
備考 (略)	

(2)・(3) (略)

付表4 車両の種類と略称

略 称	車 両 の 種 類
	(略)
路 線 バ ス	<u>一般乗合旅客自動車運送事業者による路線定期運行の用に供する自動車</u>
	(略)

人の形の記号がある赤色の灯火	<u>歩行者は、横断してはいけません。</u>
(略)	(略)
備考 (略)	

(2)・(3) (略)

付表4 車両の種類と略称

略 称	車 両 の 種 類
	(略)
路 線 バ ス	<u>一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車</u>
	(略)

改 正 案	現 行
<p>第2章 交通安全教育の内容及び方法</p> <p>第1節 幼児に対する交通安全教育</p> <p>1 （略）</p> <p>2 幼児に対する交通安全教育の内容</p> <p>(1) 歩行者の心得</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 内容</p> <p>㊦～㊧ （略）</p> <p>㊨ 歩行者の通る所</p> <p>歩行者は、原則として歩道又は幅の十分な路側帯（歩道のない道路で、歩行者の通行のため及び車道の効用を保つための白の線によって区分された道路の端の帯状の部分を用いる。以下同じ。）を通行しなければならないこと、<u>歩道に普通自転車通行指定部分がある場合はその部分を避けて通行しなければならないこと</u>、歩道又は幅の十分な路側帯のない道路では道路の右端を通行しなければならないこと及び歩行者用道路では道路の中央部を通行することができることを理解させる。</p> <p>㊩～㊪ （略）</p> <p>㊫～㊬ （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 幼児の保護者に対する交通安全教育の実施</p>	<p>第2章 交通安全教育の内容及び方法</p> <p>第1節 幼児に対する交通安全教育</p> <p>1 （略）</p> <p>2 幼児に対する交通安全教育の内容</p> <p>(1) 歩行者の心得</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 内容</p> <p>㊦～㊧ （略）</p> <p>㊨ 歩行者の通る所</p> <p>歩行者は、原則として歩道又は幅の十分な路側帯（歩道のない道路で、歩行者の通行のため及び車道の効用を保つための白の線によって区分された道路の端の帯状の部分を用いる。以下同じ。）を通行しなければならないこと、歩道又は幅の十分な路側帯のない道路では道路の右端を通行しなければならないこと及び歩行者用道路では道路の中央部を通行することができることを理解させる。</p> <p>㊩～㊪ （略）</p> <p>㊫～㊬ （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 幼児の保護者に対する交通安全教育の実施</p>

(4) 自転車の利用者の心得

ア (略)

イ 内容

(i) (略)

(ii) 自転車に乗るに当たっての心得

ブレーキが故障している場合、夜間に尾灯及び反射器材が付いていない場合等の自転車に乗ってはならない場合があることを理解させる。また、体格に合わない自転車に乗らないようにすること、二人乗り等の危険な乗り方をしないようにすること、自転車に荷物を積む場合は、視野が妨げられたり、自転車の安定が悪くなったりするような積み方をしないようにすること及び目立つ色の服装をすることを指導する。

(iii) 自転車の点検整備

サドル、ハンドル、ペダル、チェーン、ブレーキ、警音器、前照灯、尾灯又は反射器材(後部反射器材及び側面反射器材)、タイヤ等の点検の要領及び点検の結果、具合が悪い場合には整備に出すようにすることを指導する。

(iv) (略)

(v) 自転車の通る所

自転車の通る所に関して以下の事項を理解させる。

- a 自転車は原則として車道又は自転車道の左端に沿って通行しなければならないこと。
- b 路側帯を通行することができること。
- c 児童が普通自転車(道路交通法第63条の3に規定する普通自転車をいう。以下同じ。)を利用する場合は歩道を通行することが

(4) 自転車の利用者の心得

ア (略)

イ 内容

(i) (略)

(ii) 乗ってはならない場合

ブレーキが故障している場合、夜間に尾灯及び反射器材が付いていない場合等の自転車に乗ってはならない場合があることを理解させる。また、体格に合わない自転車に乗らないようにすること及び二人乗り等の危険な乗り方をしないようにすることを指導する。

(iii) 自転車の点検整備

サドル、ハンドル、ペダル、チェーン、ブレーキ、警音器、前照灯、尾灯又は反射器材、タイヤ等の点検の要領及び点検の結果、具合が悪い場合には整備に出すようにすることを指導する。

(iv) (略)

(v) 自転車の通る所

自転車は原則として車道の左端に沿って通行しなければならないこと、路側帯を通行することができること、普通自転車(道路交通法第63条の3に規定する普通自転車をいう。以下同じ。)は自転車歩道通行可を示す標識のある歩道を通行することができること、この場合、普通自転車は原則として車道寄りの部分を徐行し、歩行者の通行を妨げることとなる場合は一時停止をしなければならないこ

できるが、警察官又は交通巡視員が歩道を通行してはならない旨を指示した場合はその指示に従わなければならないこと。

d 道路を横断しようとする場合は、近くに自転車横断帯があれば、その自転車横断帯で通行しなければならないこと。

e 横断中の歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、横断歩道を自転車に乗ったまま通行してはならないこと。

㊦ 走行上の注意

a 理解させるべき事項

走行上の注意として以下の事項を理解させる。

(a) 天候、時間帯、交通の状況等に応じた安全な速度で走行しなければならないこと。

(b) 交差点、踏切の手前等で車両等の前に割り込んだり、これらの間を縫って前に出たりしてはならないこと。

(c) 並進、ジグザグ運転、競争等をしてはならないこと。

(d) 路側帯を通行する場合は歩行者の通行を妨げてはならないこと。

(e) 普通自転車で歩道を通行する場合は、原則として直ちに停止できるような速度で徐行し、歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は一時停止をしなければならないこと。

(f) 歩道等でみだりに警音器を鳴らしてはならないこと。

(g) 夜間等には前照灯をつけなければならないこと。

b 指導すべき事項

走行上の注意として以下の事項を指導する。

(a) 側方や後方の車両等の動きに十分注意しながら通行するこ

と並びに道路を横断しようとする場合は、近くに自転車横断帯があれば、その自転車横断帯で通行しなければならないことを理解させる。また、自転車横断帯がなく横断歩道がある場合には、自転車を押してその横断歩道で横断するように指導する。

㊦ 走行上の注意

交差点、踏切の手前等で車両等の前に割り込んだり、これらの間を縫って前に出たりしてはならないこと、並進、ジグザグ運転、競争等をしてはならないこと、夜間等には前照灯をつけなければならないこと等を理解させる。また、側方や後方の車両等の動きに十分注意しながら通行すること、近くに自転車横断帯又は横断歩道がない場合で横断又は転回をしようとするときは、道路がよく見渡せる所を探して、安全を確認してから横断又は転回を始めること、目立つ色の服装をすること、走行中にブレーキ、前照灯等が故障した場合、凍り付いた道路を通行する場合及び風雨の強い場合は、自転車を押して通行すること等を指導する。

と。

- (b) 近くに自転車横断帯又は横断歩道がない場合で横断又は転回をしようとするときは、道路がよく見渡せる所を探して、安全を確認してから横断又は転回を始めること。
- (c) 道路を斜めに横断しないようにすること。
- (d) 歩道から車道へ及び車道から歩道への乗り入れは、車道又は歩道の状況について安全を確かめてから行うこと。
- (e) 歩道で他の自転車と行き違う場合は、速度を落としながら安全な間隔を保ち、歩行者に十分注意して、対向する自転車を右に見ながらよけること。
- (f) 携帯電話の通話若しくは操作をしたり、傘を差したり、物を担いだりすることによる片手での走行又はヘッドホンの使用等による周囲の音が十分聞こえないような状態での走行をしないようにすること。
- (g) 走行中にブレーキ、前照灯等が故障した場合、凍り付いた道路を通行する場合及び風雨の強い場合は、自転車を押して通行すること。

(#) 交差点の通行の仕方

a 基本的事項

信号機のある交差点においては、信号機の信号に従って通行しなければならないこと並びに「歩行者・自転車専用」と表示されている歩行者用信号機がある場合及び横断歩道を進行する場合は、歩行者用信号機の信号に従わなければならないことを理解させる。

信号機のない交差点において、一時停止を示す標識がある場合

(#) 交差点の通行の仕方

a 基本的事項

信号機のある交差点においては、信号機の信号に従って通行しなければならないこと及び「歩行者・自転車専用」と表示されている信号機がある場合は、その信号機の信号に従わなければならないことを理解させる。

信号機のない交差点において、一時停止を示す標識がある場合は、一時停止をして安全を確認しなければならないことを理解さ

は、一時停止をして安全を確認しなければならないことを理解させるとともに、交通量の少ない場所でも飛び出しをせずに、安全を十分に確認し、速度を落として通行するように指導する。

b・c (略)

① 歩行者及び他の車両に対する注意

a 理解させるべき事項

歩行者及び他の車両に対する注意として以下の事項を理解させる。

① 歩道を通る場合は直ちに停止できるような速度で徐行（普通自転車通行指定部分がある歩道において、その部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいない場合は直ちに徐行に移ることができるような速度で進行）し、歩行者の通行を妨げることとなる場合は一時停止をしなければならないこと。

② 路側帯及び自転車が通行することができる歩行者用道路を通る場合は歩行者の通行を妨げないよう注意し、特に歩行者用道路では直ちに停止できるような速度で徐行しなければならないこと。

③ 車道を通る自転車横断歩道に近づいた場合は、横断する人がいないことが明らかな場合のほかは、その手前で停止できるように速度を落として進行しなければならないこと。

④ 歩行者が横断している場合又は横断しようとしている場合は、横断歩道の手前（停止線がある場合は、その手前）で一時停止をして歩行者に道を譲らなければならないこと。

⑤ 幼児若しくは児童が独り歩きしている場合又は高齢者若しくは身体の不自由な人が歩いている場合は、危険のないように一

せるとともに、交通量の少ない場所でも飛び出しをせずに、安全を十分に確認し、速度を落として通行するように指導する。

b・c (略)

① 歩行者及び他の車両に対する注意

歩道を通る場合は徐行し、歩行者の通行を妨げることとなる場合は一時停止をしなければならないこと、路側帯及び自転車が通行することができる歩行者用道路を通る場合は歩行者の通行を妨げないよう注意し、特に歩行者用道路では徐行しなければならないことを理解させる。また、幼児又は児童が独り歩きしている場合若しくは高齢者又は身体の不自由な人が歩いている場合は、危険のないように一時停止し、又は徐行しなければならないことを理解させる。

停車又は駐車中の自動車の側方を通行する場合は、急なドアの開放、自動車の陰からの歩行者の飛び出し等に十分に注意すること及び自転車が荷物を積む場合は片寄らないように固定するとともに、歩行者及び他の車両等の迷惑にならないように注意することを指導する。

時停止し、又は直ちに停止できるような速度で徐行しなければならないこと。

b 指導すべき事項

停車又は駐車中の自動車の側方を通行する場合は、急なドアの開放、自動車の陰からの歩行者の飛び出し等に十分に注意することを指導する。

㊦ (略)

㊧・㊨ (略)

3 (略)

4 児童の保護者に対する交通安全教育の実施

(1)～(3) (略)

(4) 児童が安全に自転車を利用するために必要な事項

児童に自転車を利用させる場合は、児童に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならないことを理解させる。また、児童の体格に合った自転車を選び、交通ルールの遵守及び交通マナーの実践を怠って自転車を利用すると危険であることを児童に理解させるように指導する。さらに、道路外の安全な所で児童に自転車の正しい乗り方を指導するとともに、正しい乗り方を習得するまでは、児童に自転車を利用して道路を通行させたり、保護者の目の届かない所で練習させたりしないように指導する。

児童と共に、「交通の方法に関する教則」(昭和53年国家公安委員会告示第3号。以下「教則」という。)第3章第1節2を参照して自転車を点検するように指導するとともに、夜間等には前照灯をつけなければならないこと等の通行に関して注意すべき事項及び歩行者等に対して注意すべき事項を教えるように指導する。

㊦ (略)

㊧・㊨ (略)

3 (略)

4 児童の保護者に対する交通安全教育の実施

(1)～(3) (略)

(4) 児童が安全に自転車を利用するために必要な事項

児童に自転車を利用させる場合は、児童の体格に合った自転車を選び、交通ルールの遵守及び交通マナーの実践を怠って自転車を利用すると危険であることを児童に理解させるように指導する。また、道路外の安全な所で児童に自転車の正しい乗り方を指導するとともに、正しい乗り方を習得するまでは、児童に自転車を利用して道路を通行させたり、保護者の目の届かない所で練習させたりしないように指導する。

児童と共に、「交通の方法に関する教則」(昭和53年国家公安委員会告示第3号。以下「教則」という。)第3章第1節2を参照して自転車を点検するように指導するとともに、夜間等には前照灯をつけなければならないこと等の通行に関して注意すべき事項及び歩行者等に対して注意すべき事項を教えるように指導する。

⑤・⑥ (略)

第3節 中学生に対する交通安全教育

1 (略)

2 中学生に対する交通安全教育の内容

(1)・(2) (略)

(3) 自転車の利用者の心得

ア (略)

イ 内容

㊦ 自転車の正しい乗り方の実践

13歳以上の者は、道路標識等により普通自転車が歩道を通行できることとされている場合及び安全を確保するため普通自転車が歩道を通行することがやむを得ない場合のほかは、車道又は自転車道の左端を通行しなければならないことを理解させる。また、自転車乗用中の中学生が当事者である交通事故の発生原因を、交通事故の実例を挙げるなどして説明し、交通ルールを遵守しなかった場合の危険性について理解させるとともに、自転車の正しい乗り方について、交差点の通行の仕方等の第2章第2節2(4)イの事項を再確認させ、実際に道路を通行する場合には確実に実践することができるように指導する。特に、体格に合わない自転車に乗ること、傘を差したり、携帯電話の通話又は操作をしたりしながら走行すること、二人乗りで走行すること、ヘッドホンの使用等による周囲の音が十分聞こえないような状態で走行すること等の危険性を考えさせ、これらの行為が交通事故の発生原因となることを理解させる。

(1) (略)

(4)・(5) (略)

⑤・⑥ (略)

第3節 中学生に対する交通安全教育

1 (略)

2 中学生に対する交通安全教育の内容

(1)・(2) (略)

(3) 自転車の利用者の心得

ア (略)

イ 内容

㊦ 自転車の正しい乗り方の実践

自転車乗用中の中学生が当事者である交通事故の発生原因を、交通事故の実例を挙げるなどして説明し、交通ルールを遵守しなかった場合の危険性について理解させるとともに、自転車の正しい乗り方について、交差点の通行の仕方等の第2章第2節2(4)イの事項を再確認させ、実際に道路を通行する場合には確実に実践することができるように指導する。特に、体格に合わない自転車に乗ること、傘を差しながら走行すること、二人乗りで走行すること等の危険性を考えさせ、これらの行為が交通事故の発生原因となることを理解させる。

(1) (略)

(4)・(5) (略)

3 (略)

第4節・第5節 (略)

第6節 高齢者に対する交通安全教育

1 (略)

2 高齢者に対する交通安全教育の内容

(1)～(3) (略)

(4) 自転車の利用者の心得

ア (略)

イ 内容

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 安全に自転車に乗るために習得する必要がある事項

免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、安全に自転車に乗るために習得する必要がある事項を、教則第3章の内容に沿って指導する。特に、70歳以上の者が普通自転車を利用する場合は歩道を通行することができるが、歩道では原則として直ちに停止できるような速度で徐行し、警察官又は交通巡視員が歩道を通行してはならない旨を指示した場合はその指示に従わなければならないことを理解させる。

(5)～(7) (略)

3 (略)

4 家族等に対する交通安全教育の実施

(1)～(4) (略)

(5) 高齢の運転者の安全を確保するために必要な事項

高齢の運転者に対して、積極的に運転適性指導及び運転技能指導を受

3 (略)

第4節・第5節 (略)

第6節 高齢者に対する交通安全教育

1 (略)

2 高齢者に対する交通安全教育の内容

(1)～(3) (略)

(4) 自転車の利用者の心得

ア (略)

イ 内容

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 安全に自転車に乗るために習得する必要がある事項

免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、安全に自転車に乗るために習得する必要がある事項を、教則第3章の内容に沿って指導する。

(5)～(7) (略)

3 (略)

4 家族等に対する交通安全教育の実施

(1)～(4) (略)

(5) 高齢の運転者の安全を確保するために必要な事項

高齢の運転者に対して、積極的に運転適性指導及び運転技能指導を受

けるように助言するなど、家族等が高齢の運転者に対して身体の機能及び運転技能の変化を客観的に把握することの重要性を理解させるように指導する。また、70歳以上の運転者に対しては、高齢運転者標識を表示して運転することの重要性を理解させるように指導する。特に、75歳以上の運転者に対しては、高齢運転者標識を必ず表示して運転しなければならないことを理解させるように指導する。

⑥ (略)

けるように助言するなど、家族等が高齢の運転者に対して身体の機能及び運転技能の変化を客観的に把握することの重要性を理解させるように指導する。また、70歳以上の運転者に対しては、高齢運転者標識を表示して運転することの重要性を理解させるように指導する。

⑥ (略)